

氏名	若林義夫
授与した学位	博士
専攻分野の名称	学術
学位授与番号	博甲第1821号
学位授与の日付	平成10年9月30日
学位授与の要件	文化科学研究科人間社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文題目	「解放令」反対一揆の研究 —明治初年岡山県内身分解放反対騒擾の考察—
論文審査委員	教授 本池立 教授 坂本忠次 教授 岩間一雄 教授 佐藤智水 日本女子大学文学部教授 松永昌三 日本女子大学人間社会学部教授 金子マーティン

学位論文内容の要旨

序

1873年（明治6）の西日本一帯で発生した騒擾の評価については、戦前と戦後あるいは論者によって一様ではない。戦前は黒正巣の「頑冥固陋」説が主流であった。戦後は「血税一揆」の呼称に従い「徵兵令」反対論が中心であった。これに関して岡畠は1953年、『部落』誌上において、この一揆を新政反対としながらも、美作の被差別部落では「エタ征伐」として語り伝えられている事実を報告した。さらに被差別部落史の研究が深まるなかで、上杉聰は1985年『近代部落史料集成』第2巻を「『解放令』反対一揆」とし、「解放令」に係る全国の騒擾関係資料を編集した。

本論は「解放令」反対という新らな課題を視野に入れ、1873年の美作の騒擾をそれ以前に美作周辺及び美作で起きた諸事件と一連のものとして把え、被差別部落側の新資料を加えて、時系列的に分析し、実証的研究を深めるとともに、「解放令」反対一揆研究に新たな地平を切り開こうとするものである。

第一章 中津井騒動と中田村襲撃

1872年（明治5）1月備中国阿賀郡下中津井村（現北房町）で、農民と被差別部落民の争いから、被差別部落民1人が撲殺された。これを契機に現在の有漢町・賀陽町・加茂川町・建部町域の農民による被差別部落襲撃へと拡大した。

騒動の契機は「従来ノ通り相心得」という中津井出張所の「解放令」通達に対し、被差別部落側の即時実施、すなわち番役・斃牛馬処理返上の要求と、これに対する農民側の売買中止・山野立入禁止・小作地取り上げという対抗措置が衝突したものであった。その発端は、不売を確かめるため、1月14日中津井村大庄屋の造酒屋へ来た被差別部落の青年を殺したことによる。そして旧大庄屋の直接・間接の指揮のもとに被差別部落への襲撃へと拡がった。1月20日の備前国建部郷中田村被差別部落の襲撃では42棟の家屋などが焼き払われた。

農民の集団武装による行動は、「解放令」にともなう身分制的村落構造の崩壊と受けとめた農民の危機感を基に、穢多職返上という被差別部落の主張を否定し、被差別部落側から「従前通り」の約束をとろうとするものであった。この事件取調べ記録などで「新百姓征伐」という言葉が使われている。

第二章 「解放令」反対一揆の前段

「解放令」反対に至る最初の事件は、1870年9月19日平民への苗字許可にまでさかのぼる。

苗字許可をめぐって津山藩は太政官弁官宛に伺書を出すが、その一項に「穢多非人ノ類ハ平民ノ外ト相心得申シ候在ニテ宜御座候ヤ」とあった。政府からは「伺の通り」との裁下を得た。さらに1871年（明治4）3月19日艶牛馬勝手処理の太政官布告に対し、津山藩は、それまで無賃であった穢多の役目に対し「相当の賃錢」を払えばよいとした。1871年（明治4）9月14日津山県は太政官布告を取りあえず布達したが、10月2日再度東京表へ伺いを出し、その間は従前通りという実質的な「解放令」の棚上げを通達した。10月各地から「旧習の歎願」が関係県に出される。また農民の間では10月不売徹底が協議された。眞島県垂水村（現落合町）では被差別部落青年が暴行を受けた。また12月西々条郡河本村被差別部落は周辺農民の武装行動によって従前通りの仕事を約束させられた。

この事件については、河本村被差別部落から新資料が発見された。これにより、①農繁日雇い禁止、②被差別部落の製品（わらじなど）は買わない、③被差別部落へは商品は売らない、④宛作（小作）はさせない、⑤薪木・落葉かきをさせない、⑥入会野山に入れないと、⑦村から出入させない、という農民側の制裁議定の存在が明らかになった。この議定内容は播磨一揆（1871年10月）の「解放令」反対一揆における村民側の約条と軌を一にするものである。当時美作東部は明石県・生野県域であった。

以上のような農民と被差別部落との緊張した社会関係を抜きにしては、1873年の「解放令」反対騒擾は考えられない。

第三章 美作の「解放令」反対一揆

美作の「解放令」反対一揆は西々条郡貞永寺村（現鏡野町）において1873年（明治6）5月26日に端を発し、5月末日まで全作州を巻き込んだ。この間被差別部落の被害は死者18人に及び、また全焼亡家屋277戸のうち263戸、破壊家屋155戸の三分の一が被差別部落のものであり、本騒擾経過のなかで最も甚大な被害者は被差別部落であった。一方騒擾側参加者は処罰された者26,916人にのぼった。

これまで本騒擾が「血税」（徵兵）反対一揆とされたのは主に二つの資料による。一点は首謀者筆保卯太郎（貞永寺村）の臨時裁判所における口供である。「近年御布令オソレナガラ何事ニ依ズ心ニモトラズ、就中徵兵・地券・学校・屠牛・斬髪・穢多ノ称呼廃止等ノ条件ニ至リテハ、実ニ服シタテマツラズ」によっている。しかしこの口供は6度の拷問によるものであり、官側の意図がうかがわれる。卯太郎の口供によると、目的は「官」に頼れない以上、暴動を起こし、不満の新政が取り消しになると期待したのである。今一点は、東北条郡32力村の願書である。この要求10項目の一項に「徵兵トシテ鎮題へ御引上ノ事」によっている。願書は後に遠藤半兵（元津山県貢族）の造意とされたが、願書の経過をたどると、東北条郡から出されたという痕跡はなく遠藤他数人の創作といえる。

現在16人の裁判所供述が残されているが、筆保を除いて15人はすべて「解放令」反対を理由としている。

放火・破壊された被差別部落の家屋は8郡15力村に及ぶ。また「従前通り」の詫書を提出した被差別部落は現在資料でみる限り8郡12力村であるが、実際はもっと多いと考えられる。本騒擾最大の惨事は勝北郡津川原村（現津山市）にあった。5月28日午後、全村102戸が焼き払われ、翌29日山狩りにより引き出された被差別部落民18人が虐殺された。このうち7人が女性であった。騒擾経路は美作全域に及んでいる。資料によってたどれる経路上に、主な被差別部落を見ると、美作54部落中40部落（74パーセント）が経路上にある。うち約3割が何らかの被害を受けている。「穢多征伐」と伝承されている所似である。

第四章 「解放令」反対騒擾を巡る諸問題

主魁とされた筆保卯太郎は、美作における尊攘派であったと考えられ、その他の人的関係から尊攘思想の影響も認められる。しかし一揆発生の直後から筆保の意図からはずれ、被差別部落への襲撃が中心的な行動となつた。

結び

以上のことから、次のことを明らかにすることができる。(1)「解放令」布告とともに被差別部落民の積極的行動があった。(2)村落共同体の崩壊を恐れた農民層は村々申し合わせ

による対抗的懲罰措置を行った。(3)県は「従前通り」を通達した。(4)この通達に基づいて農民は自ら武装して、被差別部落を襲撃し、被差別部落から「従前通り」の約束を取りつけた。

以上の分析結果から、1873年の美作一揆は「解放令」反対を目的とし、「エタ征伐」的性格の強い農民の大規模な組織的騒擾であったものと結論づけてよかろう。

論文審査結果の要旨

論文は、明治6年に岡山県下の美作地方で起こったいわゆる解放令反対一揆の研究を主題とするものである。

論文の特色は従来の研究と比較して次の点に認めることができる。

- (1) 研究対象を美作に限定しないで、美作周辺にまで広げ、明治4年の「解放令」布告以降、いわゆる播但一揆や、垂水村、河本村、中津井村、中田村などで起こった農民と被差別部落民との対立、農民による被差別部落襲撃など一連の騒擾に連なって生じた事件として美作の一揆を捉え直した。
- (2) 最近発見された被差別部落側の文書を研究史料としながら、そこから得た知見を基にして、これまで研究史料とされてきた官側の公的文書を読み直し、一連の騒擾及び美作の一揆の捉え直しを行なった。
- (3) 美作の農民一揆の経路を綿密に辿るとともに、その経路で農民が行なったことを逐次明らかにし、事件の歴史的究明を深めた。
- (4) 以上の分析結果に基づき、美作の農民一揆が、襲撃された被差別部落で今なお、「エタ狩り」、「エタ征伐」などと語り継がれているように、そのような性格の強い事件であったことを明らかにした。

論文は、以上の点について高く評価されたが、同時に以下のような問題点が指摘された。

- (1) 明治4－6年の事件の時系列的分析を特色とすると述べながら、実際には、明治5年の中津井村と中田村の事件の分析から論文は始まっている。明治4年の事件の分析から始め、そこから順次記述を進めたほうが一連の事件の全容の理解がしやすいであろう。
- (2) 「隠された首謀者」を明らかにすると述べながら、実際には明らかにされていない。そのことが究明されれば、事件の歴史的性格は一層はっきりするであろう。
- (3) 一揆の経路には、多数の小学校が破壊されたり、盜賊目付けや戸長、副戸長の住居が襲撃されている。一揆に新政反対の反権力的側面があり、その側面が軽視されていいはしないか。

以上を総合的に判断し、審査委員会は、本論文を博士の学位論文として認定することに全員一致で合意した。